
令和7年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和7年12月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めておはようございます。今日も傍聴の皆さんありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに掲載しているとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。7番、野鶴修議員の発言を許可いたします。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問いたします。

その前に、昨日の夜、東北、青森県のほうで震度6強という地震が起きております。東北のほうの皆様におかれましては、やっぱり地震という非常に不安を抱えていることだと思います。これ以上、第2の余波が来ないことを心からお祈り申し上げます。

ただ、今日私は権藤市長のほうの心を揺さぶりたい、その一心で一般質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、市道下の川荒瀬線の一部改修についてであります。

御承知のとおり、県道保木吉井線の大石高見交差点につきましては、ラウンドアバウト工事も完了いたしまして、これまでの渋滞は、以前と比較したら比べものにならないくらい解消された

というふうに思っております。しかしながら、三春から大石高見交差点、それまでの県道保木吉井線の道路幅というのは依然狭くて、危険な状態というのは全く解消されておられません。

そこで、少しでも交通量を緩和するために、この県道に代わる道路として、三春工業団地から柘木インターへのアクセス道路ということで、再度、市道下の川荒瀬線の改修工事を実施する考えはないか、市長のほうにお尋ねしたいと思います。

この市道下の川荒瀬線の改修工事の件につきましては、私が議員になった平成30年9月の議会定例会でも高木市長に質問を行い、その後も数回となく言ってきたことであります。

また、権藤市長に対しても、市長になられた令和6年9月議会のほうで、これまでの経過を踏まえた中で質問をさせていただいております。

2点目のほうになりますけど、市長も御承知のとおり、この件については平成24年度に市道下の川荒瀬線について改修工事に関する、詳細な設計じゃありませんけど、実施設計というのが行われております。しかしながら、当時は大分高見交差点のラウンドアバウト工事との関係で、この市道改修工事についてはずっと見送られてきたという経緯があります。

今回、大石高見交差点のラウンドアバウト工事もほぼ完成しております。改めて、市道下の川荒瀬線につきまして、一気に改修工事をするというのは全線長いのでできないかと思っておりますけど、せめて三春工業団地より大石堤防までの間、一部改修工事だけでも検討できないものか、改めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 改めまして、おはようございます。御質問に先立ちまして野鶴議員のほうから東北の地震について触れていただきましたが、大きな今後の被害なく、また、おけが等された方もいらっしゃるようですので、お見舞いを申し上げますとともに、これ以上の災害になりませんように祈念を申し上げたいと思っております。

本日、野鶴議員からは、まず1点目の市道下の川荒瀬線の一部改修について大きく2つの御質問をいただきました。

1点目の市道下の川荒瀬線の改良工事について、2点目の市道下の川荒瀬線の三春工業団地より大石堤防までの間の一部改良工事について御質問いただきました。関連がございますので、併せて回答させていただきます。

平成30年、令和2年、そして令和6年9月議会でも野鶴議員から同様の御質問をいただいております。野鶴議員が議員として御活躍になられている間に、これだけ多くの御質問をいただいて、ライフワークとしてお取り組みになられているということは十二分に受け止めているところでございます。

そうした中、市道下の川荒瀬線の改良工事につきましては、三春工業団地から杷木インターチェンジにアクセスする県道保木吉井線について、道幅が狭く、高見交差点で右折渋滞するという問題があることから、代替路としての整備の要望がこれまでの間なされていたものと認識をいたしております。

令和6年9月議会においてラウンドアバウト交差点が完成することで、周辺の道路状況がどのように変わるのか総合的に判断し、対応を考えたいとの答弁をさせていただいたところでございます。

まず、県道保木吉井線につきましては、本年3月にラウンドアバウトが供用開始されたことにより、スムーズに交差点に進入することができるようになり、渋滞の緩和、また、交差点内における安全の確保が一定程度達成できたものと考えております。

しかしながら、本年3月から行っている事業でございますので、数値等のデータ等を収集しているわけではございませんので、今後、県によっても当然交通事情等の調査が行われるものと思っておりますし、市としてもそういう数値の動向を把握しながら、正確なこの効果検証というものは今後行っていく必要があるというふうには考えております。

一方で、市道下の川荒瀬線につきましては、過去に、今、議員からの御質問の中にありましたように、概略の設計ではありますが、概略設計を実施しておりまして、本格的に改良を行うためには、詳細な測量、設計、用地、物件の補償、また、構造物の改築など、今後この事業を行っていくにはそうした費用がかかってまいりまして、多額の事業費と、当然物件の補償や建築物の改築等がございますので、長い事業期間が必要になることが見込まれているところでもございます。

このため、現時点においては改良工事に着手することは困難であると考えているところでございますが、この路線内に一部堤防の整備が完了していない区間がございますので、河川事業と一体となった対策として国に要望を行っていくのも一つの手段かと思っておりますので、そういった様々な手段を検討しながら、国等への要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、県道保木吉井線は道幅が狭く歩道もありませんので、今後、歩行者には県道保木吉井線の南北に平行して走っている市道を利用させていただくなどの対策によって安全性を確保していくことが必要になってくるものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 前回と同じような回答であったかなというふうに思っております。

今回私がまたこの市道下の川荒瀬線について一部の区間だけでもいいから改修できないかというふうに質問したのには、御承知のとおり、本年10月から株式会社九州イノアックの第2工場も完成しまして稼働されております。三春工業団地におきましては、全ての区画において工場ができて稼働が始まっているという状況であります。そのうち、今回完成しました株式会社九州イ

ノアックの第2工場、これはもともとは朝倉市杷木町のほうにあった、会社としては関連しております九州イノアックのカラーフォーム工場、これをうきは市のほうの第2工場として移転させたというふうに聞いております。つまり、従業員におきましては、相当数の人が朝倉市のほうから通勤してくるという形、状況になっております。この県道保木吉井線、こちらのほうの拡幅工事については、市長も御承知のとおり住宅が立て込んでおまして、特に高見交差点、あちらのほうは、大型が離合するときにはどちらか一方が止まらないと離合できないと、そのくらい道幅も狭くて、とても自転車等でそこを通るといことは危険過ぎて通れない、これが現状であります。

そういったことにおいて、先ほど市長のほうの答弁にありましたように、県道保木吉井線、こちらの分の安全化を少しでも保つためには、やっぱり南北に通るとか、東西でも一緒ですけど、市道をやっぱり利用する、その中で、やっぱりどこか1本、それに代わるアクセス道路としてこの市道下の川荒瀬線を改修してもらいたいという思いで今回質問をしております。

先ほど言いましたように、全線改修となってくると、相当数の費用も時間もかかるかと思えます。それで、ちょうど今答弁にありました、まずは三春工業団地すぐ西側から約300メートル間、これが以前、筑後川が氾濫して、堤防のほうの道路があったわけですけど、それが全て舗装等も洗われて、そして改修ということで、約3メートル幅ぐらい、臨時的に車が通れるような形で舗装がなされて、そのままになっております。ここの用地につきましては、堤防幅と合わせて8メートルぐらい確保できるんじゃないかなというふうにも思っております。そのうちの3メートルだけ舗装して、そこを軽トラック等が農作業等の関係で通っておるというふうな状況であります。

それで、まずはここをきちんと整備していただけないかなというふうに今考えております。今答弁でありました、ここは筑後川の堤防になりますので、国交省、筑後川河川事務所等との絡みも出てくるかと思えます。そういったことを含めて、早急に何らかの形で、まずはこの約300メートル区間、これの改修工事を検討していただきたいと。

続きまして、それから先、長瀬から大石堤防、ここが距離的にして約600メートル間あります。ここも以前、5メートル幅にするときに、今、基盤整備等で造られた4メートル道路があるわけですけど、これを5メートル、要するにのり面の分を垂直に立てれば5メートル確保できるということで、その工事をした場合は、たしか以前、農林のほうでさせてもらったときに2,000万円程度でした。今はもう少し上がっているかもしれませんが、そういった部分において、この600メートル間をきちんと整備していただいて、大石堤防まで上げれば、通常的大型はまだ通れる状況にはならないかと思えますけど、逆にそういった通勤される方たちがこちらのほうを通れば、かなり県道保木吉井線の通行量の緩和にもなってくるんじゃないかなと、そのように

私は感じております。その点について、再度、市長はどのようにお考えになるか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま幾つかの点について再質問をいただいたところでございます。

議員から御指摘がありましたように、三春工業団地につきましては、本年10月より株式会社九州イノアックさんの第2工場を建設いただきまして、議員が御案内のとおり、杷木のほうに所在しておりましたカラーフォームの工場を浮羽第2工場のほうに移設をしまして、一体的に第1工場とともに運用をいただくというような形で、三春工業団地は全ての区画が販売されたというような経過があるのは承知しております。また、常日頃から九州イノアックさんとも様々意見交換を行いながら、御不便等がないか、また、御要望等についてもお伺いをさせていただいているところでもございます。

そうした中で、今、議員から御指摘をいただいているような部分について、工業団地内の事業者さんの中から特段の御要望も今はいただいているというものが現状でございます。また、事業規模等も詳細に精査をしながら、例えば今、議員がおっしゃられる部分でありますならば、どれぐらいの人やトラックや、そういった交通流量が増えるのか、そういったことも数値的なものとして一つ把握しておく必要があるのかなど、検討するに際してはですね。というようなところもありますし、1回目の答弁でも申し上げたとおり、現状ではまだ正式なラウンドアバウトの効果検証もできていない状況でございますので、そういった数値的なものもしっかりと把握をさせていただきながら、必要に応じて議員の御指摘等も踏まえながら、今後の整備について検討する必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

もう一点、今、議員のほうから区画に分けて御説明をいただいたところでございますが、冒頭の300メートルの区間については1回目の答弁で申し上げたとおり、河川事業と一体的に何らかの整備ができればということで、これについては答弁で申し上げたとおり、今後、国土交通省、国などに様々要望を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

その後の600メートルの区間、また、これが大石堤防につながることによって普通乗用車等は抜ける道として使えるのではないかなというようにお話でありましたが、今、建設費用等も高騰しておりますので、現状でそういったことをやるのにどれぐらいのお金がかかるのかの概算も考える必要があると思っておりますし、また、大石堤防につながった後、この堤防の道路が非常に狭うございますので、ここで交通量が増えることによって、離合等であるとか、当然、運転に不得手な方でありましたら、転落等の事故が起きてはいけませんので、そういったことへの対策等を鑑みると、事業的に今御提案いただいたところで進めることについては、かなり慎重な検討が必要ではないかなというように認識を持っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 市長の考え方はよく分かりました。前回、私がこの問題について去年の9月ですかね、質問したときの市長の答弁についても、今回回答があったように、大石高見交差点のラウンドアバウト、こちらのほうが完成することによって、当然交通の状態が変わってくると認識しておりますというふうな回答をいただいております。周辺道路に関わる状況がどのように変わってくるのか、そういったことをしっかりと見極めながら、総合的に状況について把握をして対応していきたいというふうに回答をいただいております。

今まさに市長が言われましたように、今年3月からラウンドアバウトが開通しまして、そして現在12月、県のほうで調査をするということもありますけど、やっぱり市が本気でそういったことを考えているのであれば、市のほうでも何らかの形で、現在の通行量がどういうふうになってきているのか、これを十分に把握してもらいたいと思います。特に三春工業団地、先ほど言いましたように、もう全部埋まった関係もありまして、朝7時から8時ぐらい、ここを通る、県道保木吉井線を通して三春工業団地のほうに行っている、かなりの通行量があります。私たちも時々脇道からそこに出るわけですけど、なかなか出れないと。やっぱりその時間帯になると従業員の人が、吉井方面とかもあるのかもしよせんけど、相当数の通行量があると。ぜひとも市としてもこういった部分を十分調査していただきたいというふうに思います。

なぜこれを言うかといいますと、三春地区の人たちは、あの県道保木吉井線を横断しないことには子供たちは学校に行けないんですよ。山春小学校に通うためには、あの県道保木吉井線を必ず——それで、いつも交通指導員さんはあそこのところに立って子供たちを安全に渡すというふうにしておるわけです。ただ、その子供たちが学校に行く7時半ぐらいの時間帯、かなりの車が通っていますので、またあそこで事故等が起きるようなことになったら大変かなというふうに考えております。

なかなか従業員のほうからそういった要望が出ていないということですけど、堤防のほうを通られるということ自体が知らないから当然県道保木吉井線を通して通勤してあると。ただ、あちらのほうがある程度整備されて通れるようになったら、時間的にもかなり短縮できますし、やっぱりそちらを通ってくるようになるんじゃないかなと。

実際、九州イノアックの工場長ともこの前話したんですけど、それができたらいいですねというふうな話はしておりました。ただ、そこまでやっぱり会社のほうから要望できないというものあるんじゃないかなというふうに思っております。そういった点を踏まえて、十分なる調査をしていただいて、そして、前向きにぜひとも検討してもらいたいと思います。

最後にもう一度、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 再度にわたっての御要望をいただいたと認識をしております。

先ほども申し上げましたように、野鶴議員が地元の皆さんの声ということで、地元を代表して御発言なさっている趣旨は十二分に理解をしているつもりですので、先ほど申し上げた河川事業と一体として事業化できるようなところからでも何らかを進めることができないか、検討を行っていきたいという部分は少し前向きに捉えていただければありがたいなというふうに思っているところがございます。

また、議員が今御指摘をいただいた部分、市としても何らかの調査をすべきではないかということでございます。大前提として、議員も十二分に御承知のとおり、県道の事業でありますので、県の事業ですので、県がしっかり予算も投じて、様々な効果検証等も行っていただきますので、それに重複するようなことは避けたいというふうに思っております。

そうした中で、例えば、今お話しいただいたような事業者の方への聞き取りでありますとか、地域の皆様の声は野鶴議員が代弁していただいているというふうに認識をしておりますので、そのような様々な声を集めることがまず一つだと思っておりますし、また、物理的な検証も必要かと思っております。先ほど発言をさせていただいたとおり、堤防につないだところで、堤防が狭ければ逆に事故を誘発する可能性があるといったところをどのように解決するのか、これを堤防の道も拡幅するとなると、またとてつもない費用がかかるわけであります。本来であれば、当初その概略の設計をされたぐらいの頃に考えられていたような、大石小学校付近ですね、大藤刃物屋さんぐらいのところにつながるのが一番、アクセスという意味とか、野鶴議員がこれまでの間求められているような中では、一番抜け道としても、工業団地への誘導路としても好ましいいんでしょうが、議員がおっしゃられるように、住宅がしっかり張りついているような場所でそういったところの用地の取得だとか何だとかというのは、恐らくかなり難しいものがあるというふうに考えております。

そういった中で、この堤防のほうに抜けるということを今回一つ御提案いただいたわけですので、その可能性の調査的なもの、危険性とか安全度とかも含めた中での検証は一定行うべきかと思っております。特に、このメインの道路が少し混雑をする。その中で、いわゆる「あいだみち」と書いて間道とか抜け道とかと言いますが、そういうものができると、それが少し狭いんだけど、そういう道ができると、これは往々にしてあるんですが、そういう道に抜けようとされる方は、おおむね急いでいらっしゃる方とか時間に余裕がない方とかということで、少し速度が速くなってしまうというような傾向に、これは心理的なものであろうと思いますが、あると思います。例えばですけれども、山辺の県道がありますね、県道151号です。——は草野地区辺りがちょっと狭くなっているんですが、これは久留米市の話なんですが、草野地区の住民の皆さんが、やっぱりあそこの県道が狭くて、鍵型になっていたりなんたりしているところを、国道の代替路

というところでばんばん行かれると。うきは・久留米工業団地ができて、なお交通量が増えたように感じるというようなことで、久留米市議会で御提案されるようなことがあったというふうに久留米の市議会議員さんからも聞いたことがあるんですが、まさにそれと同じように、代替路を造ることでそういったことになるのであれば、十分安全が確保されるようなものを用意しなければならない。では、それにどれぐらいの費用と期間がかかるのか、そういったこともしっかり検討をすべきではないかというふうに思っているところでございます。

いずれにせよ、今回、議員から新たな提案も含めて様々御意見を賜りましたので、十分に尊重しながら今後の道路行政に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 十分な検討をしていただくという回答をいただいたというふうに思っております。

今提案して、市長の答弁の中にもありましたけど、堤防に上がってからの堤防道路、この部分につきましては何年か前に、あれは国交省の河川事務所のほうでしてもらったと思うんですけど、以前よりは若干広がっております。十分ではないですけど、何とか車が離合できる程度の幅は確保されておりますが、これがまた、なぜか分かりませんが、寿橋から東側に曲がるその100メートル間、これが当時のままで、なぜか工事が手をつけられておりません。そのとき聞いたら、予算の関係でここまで来て、次にしますとあって、それから数年たちますけど、全くその区間が手をつけられておりませんので、先ほどの三春工業団地西側300メートル部分についても協議するのであれば、そちらのほうの寿橋から東側に折れた100メートル区間、これもきちんと一緒に併せて、従来、途中まで改修してきておりますけど、その100メートル区間がストップしておりますので、そこを改修してもらえればかなり、先ほど言いましたように通りやすい状況になるのではないかなというふうに思っておりますので、これは直接、下の川荒瀬線に該当するのか、一応その部分も下の川荒瀬線になっているかと思っておりますので、そういったことを含めて今後協議を進めていただきたいというふうに思います。

時間の関係がありますので、次の質問のほうに入らせていただきます。

それでは次は、浮羽究真館高校の存続に係る支援策についてであります。

この件につきましては、本議会の初日に高木議員により厚生文教常任委員会の閉会中の調査報告の中でもいろいろと御指摘があったところでもあります。また、今年の9月議会におきましても、佐藤裕宣議員より浮羽究真館高校に対する支援策についての質問が行われております。このときの市長の回答等も含め、私個人としてもいろいろと思うところがありましたので、今回一般質問をさせていただきます。

浮羽究真館高校に対する支援策というのは、現在もいろいろと行われているところであります

けれども、現在の支援策を見ると、生徒個人に対する財政的な支援、下宿補助もありますけど、今回、次年度から予定されている定期券補助とかそういったこと、こういった部分を見ますと、生徒に関する財政支援であって、浮羽究真館高校の魅力をPRするような支援策にはつながっていないというふうに私自身感じております。

では、浮羽究真館高校の魅力をPRするにはどんな支援策があるのかなというのと、その1つに、やっぱり食育、これを推進しておりますうきは市としては、浮羽究真館高校の学食が今閉鎖されております。この学食を復活させること、これは大きな要素ではないかなというふうに思っております。

食べ盛りの高校生、そして、うきは市の基幹産業は農業であります。さらにはフルーツ王国として県内外に名前を売り込んでいるのがうきは市であります。その市内唯一の高校で地産地消の取組という形で、さらにはフルーツ王国のPRというふうな形で、浮羽究真館高校で、例えばワンコインで満足できるような学食提供とかができたら高校の魅力アップにつながるというふうに思いますけど、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目です。

浮羽究真館高校の将来を長い目で考えたときに、やっぱり地元で愛される高校にしなければならないというふうに思っております。そのためには、初日の調査報告でもありましたように、高校の魅力向上、それと併せて地域連携、つまり浮羽究真館高校を支える組織を形成する必要があるというふうに思っております。

市長をトップとして、市、教育委員、市内中学校長、中学校PTA、商工会長、まだもろもろほかにもあるかと思いますが、こういった方たちで組織した、これは仮称になりますけど、例えば浮羽究真館高校未来サポート会議というふうな組織化が必要であるかと思うわけですが、市長の考え、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま浮羽究真館高校の支援策について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の浮羽究真館高校の食堂についての御質問でございます。

現在、学校の食堂で事業者がお弁当を調理、販売されている状況だというふうに伺っております。究真館高校と同様に、他の地域においても学食を運営する事業者が撤退をし、弁当の販売のみとなる学校が増えてきている状況にあるというふうに伺っておりますが、その理由としては、学食は安く当たり前というような風潮でありますとか、夏休みや冬休みなどの長期休業期間、こういったものが存在しまして採算的に厳しい状況にあるとか、あと、もともと利益が出にくいビジネス構造であること、少子化による生徒数の減少でありますとか直近の物価高騰等によって

採算性がさらに厳しさを増しているような状況下にあるというふうに推察をされます。

議員御指摘のとおり、安くておいしくてボリュームのある、また、御指摘のような地産地消の取組でありますとか、ワンコインでというような魅力的なフレーズで食堂を存在させて、そういったものを提供するということは学校の魅力の一つになり得るものだというふうには認識しておりますが、あくまでも単発的なものではなくて持続可能に運営をしていくことが肝要だと考えておりますので、そういった持続可能な形で食堂の運営が再開されるためには、先ほど申し上げましたような採算性の問題が解決されることは大変重要なことであると考えております。

本市といたしましては、高校との定例会議等の場を活用して、この食の問題もさりながら、食に限らず様々な課題について把握に努め、必要な支援について今後もしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の究真館高校を支援する組織についての御質問でございますが、うきは市全体で浮羽究真館高校支援の機運を醸成し、効果的な支援を実施していくためには、行政として市が一方的に支援のための組織化を行い、各団体の参加を促すというような形ではなく、例えばですが、PTAや同窓会、OBの方々など、浮羽究真館高校を支援する志を持った方々が主体的に行動を起こして、浮羽究真館高校支援のための組織化が図られることが大変肝要ではないかというふうに考えているところでございます。

うきは市としましては、引き続き高校との緊密な連携を図りながら定例会議等を行って、現在行っているような支援の取組の推進、提案を引き続き行ってまいりたいと考えております。

今回御質問いただいた支援のような中身で、先ほど申し上げたような形で、何らかの組織化が図られる場合には、市としてはしっかりとそれを前向きに支援していく検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） まず、1点ずついきたいというふうに思います。

今回、浮羽究真館高校の学食を復活させたらという提案をいたしましたのは、厚生文教常任委員会のほうでも保護者等との意見交換会を行っております。そういった意見交換会の中でも、特に浮羽究真館高校、この前、ラグビーで決勝まで行きました。そのラグビー部の子供たち、お昼にコンビニ等のカップラーメン等を食べていると。なかなかお弁当だけ——お弁当を今販売されているというふうな話もありましたけど、それだけで足りないのかもしれないし、やっぱり高校生、自分たちの経験からしても、弁当を2つ持って通ったという記憶もあります。そのくらい食べ盛りでもあります。そういった高校生、特にラグビー部をわざわざ下宿させて預けている保護者の方からは、そういった学食もなくて、コンビニでラーメンを買って食べているとか、そういうふうなことで非常に心配をしているということ、栄養を十分にとることというのは重要なこ

とであります。そういったことで、学食があったらいいのになというのが一番意見として出ておりました。

さらに、保護者の皆さんにとっても、そうやって安くてうまい学食が提供されてあれば、わざわざ毎日弁当を作る必要もなくなるし、今、特に共稼ぎというような状況の中において、弁当を作られているお父さん、お母さん方、両方いるかと思えますけど、そういった方たちにとっても非常に助かるのではないかなと。だから、中学3年生のときにどこを受験するか、例えば、2つか3つの高校で迷っていて、同レベルであったときには、やっぱりそういったことが一つのきっかけとか、じゃ、せっかくだからこっちに行きなさいというふうな話にもなってくるんじゃないかなというふうな気がします。

そういった食に関してきちんと提供されるというふうな状況があれば、メニューはそんなに豊富にある必要はないんですよ。高校生ですので、今日の定食はこれですと、プラスアルファとして、定番としてのカレーとかそういうのがあって、3つか4つ、1日3つぐらいのメニューから選ばせればそれで十分かと思えます。そういったやり方もあるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、学食がなくなった背景、これはやっぱり人件費とか経費が非常にかさんで経営的にもやっていけないということ、これは当然かと思えます。つまり、市が浮羽究真館高校の支援ということの本気で考えるのであれば、例えば、学食の運営費に年間500万円とか1,000万円程度の補助を行えば、十分にやってやろうという業者さんは出てくるのではないかなと、そういうふう感じております。

そして、食材はやはり地産地消という考え方で、例えば、先ほど市長が言いました浮羽高校のOBの皆さんとか、いろんなところに協力を図ってというふうに、浮羽高校のOBで、例えば農業を営んでいる方、そういった方にも相談して、安価で食材を提供してもらおうというような仕組み、例えば、フルーツ王国うきはであれば、柿とか、フルーツで2級品で販売ができないと、そういうフルーツも分けてもらって食堂で提供すると、そういったことをすれば非常に魅力ある学食になっていくのではないかなと。また、そういった協力を行ってくれる農家には、逆に言うと究真館高校の生徒を農業体験に行かせたりして、協力してくれる方々との交流を深めていく、それが地域に密着した愛される高校にもつながっていくのではないかなというふうに感じております。そういった意味では、ただ単に学食を復活させるということではなくて、協力をしてくれる方、そういった方たちも一緒に巻き込むような形づくりをしてもらいたいということです。

それと、そういったのができれば、生徒さんやPTAの皆さんにも協力してもらって、究真館高校の学食等をSNS等で配信して、これだけのものがワンコインで食べられますとか、そういったことをどんどん配信してもらって、十分PR効果も出てくるのではないかなということを

考えております。

再度この点について、市長、答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 様々な角度から御提案、御提言をいただいたというふうに思っております。

生かせるものについては検討していきたいと思っておりますが、1回目の答弁でも申し上げたとおり、大事なポイントは2つだと思っております。1つは持続可能であることです。やるからにはしっかりと、5年、10年、もっと長く、この究真館高校が存在している間、ずっとこの食堂事業が継続できるような運営体制、組織体制、そして採算性、そういったものを担保する必要があると思っております。特に、県立高校の事業であります。そして、学食の運営は学校の責任下にあるものであります。その中にしっかりと、今1,000万円等の予算についても御発言になりましたが、幾らかかるのかは分かりませんが、相応の市の公金を使ってそういった事業をやるからには、裨益する高校の皆さん、また保護者の皆さんのみならず、全ての市民の皆さんに一定御理解がいただけるような仕組みであったり、内容であったりすべきものだというふうに考えておりますので、そういった観点からいきますと、この持続可能性と採算性はきちんとクリアすべき問題だというふうに思っているところであります。

また、議員が途中で様々御提案いただいた中に、地元の農家さん等から販売できないようなものを無償で御提供いただいて、農業体験等、非常にいい取組だというふうに認識をしておりますが、やはりこういったものも常に定期的に必要な量が確保できるというものではないですので、例えば、1回のイベント的なことだったらその提供されるようなもので十分賄えるかもしれませんが、これが毎日続く学食の食材を集めるとなると、非常に困難な部分もあろうかというふうに思っているところであります。

議員がおっしゃっていただいているように、農業を営まれる方もこの地域は多くいらっしゃいますし、恐らく浮羽高校、浮羽東高校、また浮羽究真館高校を御卒業になられていて、何らか協力したいというような思いを持たれている卒業生の農家の皆様も一定数いらっしゃると思いますので、そういった皆様の御協力はしっかりと受け止めて、活用ができることがあれば活用をしていきたいというふうに思っておりますが、毎日一定数の食事を提供する、また、今、議員が御指摘になられたようなところでいくと、例えば三、四種類のメニューを作っておいてとなると、これが何人の学生さんが利用して、そして、どれぐらいの食数が出るのかというのがまた一つ未知数な部分だと思っております。

究真館高校は地元から通われている高校生も多いですので、保護者の方がお弁当を作っていたりだとか、そういった生徒さんも少なからずいらっしゃるわけで、例えばですけれども、

小・中学校のように学校給食のような形で、全員が必ず毎日何百食と決まった数を一つのメニューで食べられるのであれば採算性は上がると思っているんですが、いわゆる普通の学食的な運営になるとかなり厳しいと思っていますし、今、現に小・中学校の給食も単一のメニューで決まった人数に出しているんですが、食材費の高騰であるとか人件費の高騰で、今、市としても、議員の皆様御承知のとおり、給食事業者さんに補助も出していて、国からの交付金などがあれば保護者の方の負担も一部減免したりとかして、給食事業については難しいかじ取りをやっているさなかでありますので、そういった観点も含めると、かなり制度設計をしっかりとしないと、この究真館高校の食堂事業に市の公費をつぎ込んで何らかの事を起こすというのは難しいのかなというような認識でおります。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 私の言い方が悪かった部分もあるかと思いますが、無償で提供してもらうということじゃありません。例えば、フルーツなんかにしても、そういったものを安価で提供してもらう、もちろん、無償で協力できる方については——そして、そういったものを毎日出す必要はないんですよ。ただ、やっぱり柿の時期にはそういったものを提供いただければ、そういったのをプラスアルファとして出すとか、要するに地域との関わりをつくる、うきは市でこんなおいしいものができているよというのを高校生の皆さんにも知ってもらい、そういった仕組みづくりをぜひともお願いしたいという意味合いでやっております。

それと、今、市長が答弁されたように、これを例えば1年でやめる、2年でやめるということは当然できません。やるからには、浮羽究真館高校を本当に魅力ある高校にしていくんだという思いの下に、究真館高校がある限りはこれを続けるんだよという覚悟でやってもらわないと当然できないことだと思います。

業者等についても、個人業者等をお願いするのか、もっとしっかりした組織のある業者等で運営をしてもらうのか、そういったことは十分に検討してもらって取り組んでもらいたいというふうに思います。

時間の関係がありますので、次の点のほうに進ませていただきます。

今言ったような究真館高校を支える、そういった食の問題一つにしても、いろんな組織、しっかりとした組織が必要であるかというふうに思います。そういった中において、やっぱり浮羽究真館高校未来サポート会議という、名称はどうでもいいとは思いますが、そういった組織化をしっかりとつくる必要があるのではないかなというふうに思います。

今回、本議会の当初の高木議員からの報告にもありましたように、松浦市においてはきちんとした組織が今現在形成されて、それによっていろんな事業が進められております。

9月の佐藤裕宣議員の一般質問の中で、市長も組織化することに対しては大変前向きな回答を

行っておりましたし、今日の回答もそういった前向きな回答ではあったかなというふうに感じております。

しかしながら、9月のときの回答で、うきは市が行政として旗振り役になることが必ずマストではないと思っている、どなたでも旗振り役になれると思いますと。そして、市長個人としては、浮羽究真館高校の卒業生ではないので、この浮羽究真館高校卒業生を中心にそういった動きを強めることのほうが一丸性を増すのではないかというふうな回答をされております。さらには、これについてもどのような形が最適なのか、今後しっかりと検討していきたいというふうに最後は結んでおります。

しかしながら、私が思うには、まずは行政が最初は旗振り役としてこういう組織を立ち上げて引っ張っていくようなことが肝要ではないかというふうに思っております。なぜなら、例えば今言ったようないろんな支援策、これを卒業生とかを中心とした皆さんで検討しても、そうしたことに係る予算とかいう予算権限、これはやっぱり市長にあるかなというふうに思うわけであり、まずは市長が本気になって、浮羽究真館高校を存続させるんだという姿勢、これを当該校長や市内中学校長、PTA、うきは市教育委員会、商工会とか浮羽究真館高校同窓会、そういった方々の先頭に立って示すこと、ああ、うきは市は究真館高校に対してこれだけ本気の姿勢を示しているんだなということをやっぴり見せるべきではないかなと。特に浮羽究真館高校とかの校長先生とかは、2年もたてばすぐ異動でほかの高校へ替わっていくわけであり、

それで、やっぱり地元の行政というのが一定程度まずは旗振り役となって、この組織をきちんとつくり上げるということが大事ではないかなというふうに思っております。当然、組織が一定程度機能してきて安定してきたら、市長からトップが替わってきてもいいとは思いますが、まず、組織設立に向けては市長が旗振り役というか、行政が旗振り役を務めてほしいなというふうに私は考えております。この点に対して、市長の考えをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 支援する組織について幾つか御提案等もいただきましたが、おっしゃっていただいたように、9月議会で佐藤裕宣議員から同様の質問をいただいたときにも答弁をさせていただきました。かいつまんで要旨については議員のほうからお話をいただきましたが、私は卒業生ではないとは申し上げましたが、だからといって何もしないなどというようなことは言っておりませんので、ちょっとそのように聞こえがちな発言でしたので、そこはそうではないということをはっきりと申し上げたいと思っておりますし、皆さんと一緒に議会の議員として活動させていただいている折から浮羽究真館高校の支援についても質問をさせていただいたことがありますし、実際に究真館高校のラグビー部であるとか、そこと歩調を合わせるような形でルリー口福岡の活動だとか、そういったところに様々関わらせていただいたこともございますし、究真館

のラグビー部の皆さんが寄宿する寮のほうにお伺いさせていただいて様々聞き取りをさせていただいたりだとか、そういったこともこれまでの間、行わせていただいておりますので、そういった思いで、また、私自身は卒業しておりませんが、私の妹も究真館高校、旧浮羽高校の卒業生ですし、そういった思いもあって、この究真館高校というのをどうにか地元でしっかりと盛り立てていかなければいけない、存続をさせていかなければならないという思いは強く持っているところでございます。

そうした中で、今回1回目の答弁でも申し上げた内容のとおりでございます。今回、委員会のほうで松浦市のほうを御視察になられたり、過去に私も議員のときに皆様と御一緒にえびの市の飯野高校とかに行かせていただいて、本当にそのときに私自身が感じたことを今、1回目の答弁で述べさせていただいたところでございます。

確かに、最終的な組織を形づくっていく上でのトップとして市長が座っていらっしゃることも多いと思います。しかしながら、飯野高校にしても、松浦高校は行っておりませんが、内容は調べさせていただきましたが、ほかの地域にしてもいかがでしょうか。やはり卒業生だとか、今、保護者とか生徒として関わっている皆さんだとか、そういう直接的にと半直接的に関わっている皆さん方が、どげんかしてこの高校をやっぱり残していかないかとか、よくしていかないかという思いの皆さんが立ち上がった先に、例えばですけど、そういった方々が議会の皆さんを揺り動かして、議会から具体的な御提案をいただいたりだとか、市のほうにお問合せがあって、市だとか執行部だとか市長だとかを動かして、そういったムーブメントが起こっていったというような経過のものがほとんどだというふうに認識をしたところでございます。

ですので、今、一つのムーブメントとして、この市議会の中で佐藤議員や野鶴議員、ほかの議員の皆様も究真館高校の支援についてしっかりやっていくべきだとおっしゃっていただいているのは、私は一つのムーブメントだと思っています。そして、今、究真館高校にまさに関わっている皆さん、もしくはこれまで究真館高校にしっかりお世話になって今世の中で活躍されている皆さん方が、市議会の言うことはそげんばいねと、確かにいいよねということでこの一つのムーブメントが起きる、そういったことが私は、今後、持続的にこの支援の組織が成り立っていく上での一つ重要な要件だと思っておりますので、そういうことを期待申し上げて、今回1回目の答弁のような内容をお話しさせていただいたところであります。

今、野鶴議員から様々、この通告書の中でステークホルダーを私を筆頭にいろいろ書いていただいているんですが、市議会議員さんが入っていなかったのも、ぜひ市議会議員さんもこの組織の中核を担っていただいて盛り上げていただくような思いで、御一緒に盛り上げていければというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 市長の思いは今の答弁の中で分かりました。

結局、思わんとするところは全然全く外れたものではないというふうに思っております。ただ、言いましたように、形上、市長がトップということですけど、それまでの設立する経過ということで、例えばOBであるとか、同窓会生であるとか、そういった方たちが思い立っても、組織化までいくのは非常に困難であると。やっぱりそこは、設立するまではどうしても行政というのが旗振り役になってやるんだという、それが、市長が直接動く動かないは別にしても、行政のほうで、そのために浮羽究真館高校とのいろんな協議をする担当もあるかと思えます。先ほど言いましたように、担当と究真館高校、ここが2人だけで話しても、やっぱり事は前に進んでいかないと、なかなか大きなうねりとなっていくかと思うわけでありまして。だから言いますように、行政がまず旗振り役となって、そして、設立当初、トップに市長が座るか、そこら辺はまたいろんなやり方があると思えます。議員も当然入っていくべきだと思います。

だから、そういった組織をまず立ち上げる、設立させるということ、そして、その組織の中でどういうふうにしてそれを活動させていくのか、どこまで巻き込んでいくのか、そういったものについては年々、そういったものというのはいきなり最初からきちんとしたものができるわけではないかと思えますので、そういったものをつくり上げていってほしいと思います。

時間がなくて、最後に一言だけ。

松浦市で私が一番感心したのは、平成25年度から、現在令和7年になりますけど、平成25年から平成28年が第1期、平成29年から令和元年が第2期、令和2年から令和4年が第3期というふうな形で、3年ごとにきちんとした、今支援している取組がどのような効果があったか、成果があったかというのをきちんと——ずっとここにもありますけど、また資料が要るならお渡ししてもいいんですけど、こういうふうな格好で学校支援策、今何をしている、その効果検証というのを今言った組織の中でやってきて、そして、令和5年度以降が第5期になるんですけど、その中で特に、外部からの指導者、交流職員というような形で、いろんなことに対する、今度はその組織を交流させていくような指導者、こういったのを入れておりますので、ぜひともそういったことを含めて、支援策については検討をお願いしたいということを最後にしまして、私の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで7番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分から行います。休憩に入ります。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開をいたします。

本日最後の一般質問となります。次に、3番、高松幸茂議員の発言を許可します。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松幸茂です。最初に皆さん、昨日の夜の青森沖の地震について触れられましたけれども、お見舞い申し上げます。

私、昨日の樋口議員と同じく、防災士の資格を六、七年前に取りまして、今大きな地震の活動期にあると思っております。こころきは市も2005年の福岡西方沖地震のときにかなり揺れまして、きれいに修復してありますけれども、この庁舎にもコンクリートの壁に小さなひびが入ってありました。それぐらい揺れの被害があったところです。今回は遠く青森県沖ですけれども、宮崎県で少し前に大きな地震があつて注意情報というのが出ました。長い地球の歴史の中でいいますと、この数年間というのはあつという間のことです。いつ南海トラフとか東南海とかが動いて大きな地震が起こるかもしれません。なので、不安がる必要はありませんけれども、ぜひ心構えはしていただきたいと思ひます。そのためにいろんな情報が、例えばNHK防災ですとか、いろんなところでネット上にありますし、書籍もたくさん出ておりますので、ぜひこの機会に気をつけていただくといいかなと思ひます。

それでは、長くなりましたが、議長の許可を得ましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて2つです。職員の働き方改革と空き家対策についてです。

まず、職員の働き方改革についてです。

市民サービス向上のために、職員の皆さんには生き生きと仕事をしていただく必要があります。そのための環境づくりが重要と考えます。働き方改革というと労働時間のことが真っ先に挙げられますが、決まった時間の中で効率よく仕事を行うには、心身の健康が重要です。嫌でもやらざるを得ない仕事はあるでしょうが、それと併せて、自らやりがいを持ってできる仕事にバランスよく取り組むことで、心身の健康を保って効率よく働くことができるものだと考えます。

1つ目は、通告書では、職員に兼業を認める制度の創設についてとしておりましたが、地方公務員法で以前から一定の条件の下で兼業が認められていましたので、兼業を勧める、推奨する制度の創設、あるいはそのような条例の制定というふうに読み替えていただければ幸いです。

全国的に数はまだそれほど多くありませんけれども、このような制度を導入している自治体が2010年代の後半から徐々に出てきています。うきは市役所で導入の考えはあるか、伺います。

2番目に、会計年度任用職員（専門職）の待遇改善についてです。

対人サービスの職種でストレスの大きい場面に接することの多い図書館司書、保育士、保健師、

女性相談員、それ以外でもおられるかもしれませんが、専門職での会計年度任用職員の比率はどれほどかということと、待遇改善についてはどのように考えているか、伺います。

3番目に、昨年度の早期退職者について、人数、年代と、その理由はどのようなものなのか、伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま職員の働き方改革について大きく3つの御質問をいただきました。

まず、1点目の職員の兼業を認める制度の創設についての御質問でございます。

地方公務員の兼業、副業につきましては、地方公務員法の規定により、任命権者の許可なく職員がこれを行うことは禁止されております。また、公務への支障を防ぐ観点から、許可を行う場合にも兼業の範囲や条件は制限的なものとなっております。

本市においても服務規程に基づき、兼業、副業を行う場合は許可を得る必要がございます。その際には、兼業先の報酬額、勤務時間や業務内容のほか、本来の職に与える影響や兼業理由などを記載した営利企業従事許可申請書の提出を職員に求め、兼業の可否を慎重に判断しているところでございます。

近年、国において多様で柔軟な働き方への需要の高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、地方公務員一人一人のやりがいを向上させ、より高いパフォーマンスが発揮できる環境を整備する必要性が指摘されており、兼業や副業について新たな認可基準の検討が進められてきたところでございます。そして、令和7年6月11日には、地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知として、その詳細が通知されたところでございます。

本市においては、令和2年度から協働のまちづくりを推進する観点から、市職員が職務外で行う地域貢献活動等への積極的な参加を推進するため、地方公務員法第38条第1項に規定される営利企業等の従事制限に関する運用基準を定め、適切に運用をまいったところでございます。

今後につきましても、地方公務員法の趣旨を十分に踏まえ、関係法令や基準に従い適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目は、専門職である会計年度任用職員の待遇改善についての御質問でございます。

会計年度任用職員制度は、行政の効率性を向上させるとともに、職員の多様なニーズに対応可能な柔軟な雇用体系を提供することを目的として、令和2年度に創設されました。この制度の導入により、従来の非常勤職員とは異なり、任用期間が1年間に限定されるものの、能力評価の結果等に基づいて契約更新が可能となり、職員の安定した勤務を支える仕組みが整備されたところでございます。

本市におきましても、この会計年度任用職員制度を活用し、様々な分野で活躍をいただいております。

ります。御質問の専門職における会計年度任用職員の比率については、保健師が25%、図書館司書が100%、女性相談員が100%、保育士が69.7%となっております。会計年度任用職員の待遇につきましては、令和2年度の地方公務員法等の改正に伴い、新任用制度への移行が行われたことを受けて、従来の臨時・非常勤職員の賃金水準を参考としております。その際、近隣自治体との均衡を図る観点から、周辺自治体の状況を調査、比較した上で、本市の財政状況を十分に踏まえながら賃金や処遇を決定しているところであります。

現時点において専門職種については、久留米市と同程度の水準を確保しているというふうに認識をいたしております。しかしながら、職員の処遇に関わる課題は、業務内容や責任の度合いなどを踏まえつつ、常に見直しを求められる重要なテーマであると認識をいたしております。

本市といたしましては、引き続き処遇の在り方について整理、検討を進め、より適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

3点目が、昨年の早期退職者についての御質問でございますが、昨年度における本市の定年退職者以外の退職者は11名でございます。その年代構成は、60代2名、50代3名、40代1名、30代4名、20代1名でございます。内訳としては、一般職が9名、労務職が2名となっております。退職理由は、新たな職場への移籍、健康上の問題、家庭の状況等が挙げられます。

経験豊富な職員が退職することや育成を行っている中での職員の離職は、市にとって大きな損失であり、大変残念なことでございます。本市職員の就業環境についても、早期離職を防止し、職員の定着率向上を図ることが重要な課題であると認識をしているところでございます。そのため、本市では職員の定着率を高めるための取組として、令和4年度から新規採用職員をサポートする制度を導入しております。具体的には、所属する上司とは別に、年齢の近い先輩職員がメンターとして新規採用職員を支援し、職場環境で職員が孤立するのを防いでいるといったような内容になっております。

今後につきましても、これらの取組を強化し、職員の早期離職防止に努めてまいります。そして、組織全体の力を向上させることによって、よりよい、効率的で効果的な行政サービスを提供できる体制を目指してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、資料を説明させていただきます。

資料の一番上のところに、職員に兼業を勧めている自治体ということで、河内長野市の条例が令和7年4月1日施行でつくられたことだけを記しましたがけれども、それを読んでみますと、その中に兼業推進の基本方針というのがありまして、第3条に、「市は、職員の兼業を通じて地域課題を解決し、その経験を職務に還元することにより当該職務の質を高め、また、多様な働き方

を推進することにより」、ここからが大事です。「職員のウェルビーイングを向上させ、もって市民サービスの向上につなげるため、職員の兼業を推進することとする。」とあります。市長答弁にも、総務省通知が令和7年6月11日にあったということをおっしゃっていただきましたが、これは兼業の許可範囲を拡大するというふうに解釈することができます。

その要点は3つです。

1つ目が営利団体の役員になること、2つ目は自ら営業事業を営むこと、3つ目は報酬を得て事業や事務を行うこと。民間の企業の職員として働くことも認めるというような意味合いと、それから、自分で事業を起こして仕事をするということも認めるという意味合い。ただ、細かくはいろいろな規制はありますけれども、公務員の立場はもちろんありますから、やっちゃいけないことはやっちゃいけないし、利害関係があるようなところに働くことはもちろんいけないしという、そういう様々な規制はありますけれども、この通知が出るまでは、主に社会貢献に重点を置いて限定的にしか認められなかった兼業が、市民との交流を通じた実情の把握とか、職員さん個人のスキルを生かした地場産業への貢献とか、これは地域社会貢献に当てはまりますけど。それとか人間関係の広まりなど、職員としての能力向上に役立っている例が、これは総務省のホームページで多く紹介されています。例えば、職務との関連性の有無にかかわらず、繁忙期の臨時的な手作業に、お手伝いに出向いたりすることはリフレッシュにもなるでしょうし、農家の現場だったりすると、その現場の課題が肌感覚で得られることが考えられます。ただし、動員的な兼業はあってはならないことである、そういうことには注意が必要ですが。

そういう兼業を推進する制度を導入するお考えはいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 兼業を推進するという事で、今1回目の答弁にも御説明したとおり、兼業ができる制度は令和2年度から設けておりますし、実際この制度を使って、先ほども御説明したとおり、職務外で地域貢献活動等に積極的に参加をさせていただいている職員もおります。

本当にそういう意味では、兼業、副業等のメリットの部分は十分に把握をしているつもりですし、私も今の職に就く前までは、議員時代も議員と別に働いたりとか、様々、法で認められる範囲の中でいろんな活動をやってきた中で、今、議員がおっしゃられたように、本業の質を上げるためにも様々な知見を得るとか、経験を得ることは大変重要なことだと考えております。

ですので、これは6月に新たな指針が示されておりますので、他市の先行事例もさりながら、本市の中の職員の皆さんの職場環境であるとか、職員が今どのような思いを持っているとか、そういったことをしっかりと把握した上で、必要に応じて、今、議員から御提案いただいたような、少し背中を押すようなことも検討してもよいのかなというふうに思っております。

一方で、議員からも御指摘をいただいたように、様々な制約があります、公務員としての兼業、

副業ですので。やはり法的な部分、リーガルチェックの部分がきちんと機能しないと、本人がせっかく頑張ってやっても、法とカルールに抵触することによって本人もダメージを受けてしまう、そういったことになりますので、法的規範をしっかり守れるような環境づくりも、そういったルールの緩和については併せて必要なことだというふうに思っておりますし、先ほど答弁で申し上げましたように、本来の職に与える影響、先ほどはメリットの面で効果を申し上げましたが、副業、兼業が本業のようになってしまって、本業である公務職場での仕事がないがしろになるようなことがあってはなりませんので、そういったところをいかにルールとして一定の制約をかけていくのかということも一定必要だと考えておりますので、そういったところは今後、今回の議員の御質問も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 市長のお考えになっていることはよく分かります。もう少し付け加えたいのが、例えばですけど、休職なさっている方が復職なさるときとか、働き方は多少工夫しないといけないと思います。そういうときに、業務をあまり過多にならないようにしながら、副的に兼業として、例えば福祉の分野で過重にならないような、しかも心理的サポートも受けられるようなところで働いていただくとか、それはもちろん御本人の希望があってのことですけれども。それとか御近所の農家で収穫の手伝いをするというのは、これはかなりリフレッシュになることだと思いますので、そういうのをお勧めいただくとか、そんなことは想定できるんじゃないかなと思いますので、これは提案にとどめておきます。

それから、次、2番目についてなんですけれども、図書館司書100%、女性相談員100%、保育士69.7%、保健師の方が25%ということなんですけれども、まちまちですが、専門的な能力が望まれる職種には正規職員としての採用が少なく、会計年度任用職員として勤務している方が多いということはお分かりいただけると思います。

それでまた資料のほうに移りますけれども、私がよく知っているのは、これはうきは市の図書館職員さんというところとちょっと差し障りがありますので、全国の例です。会計年度任用職員の待遇改善についてということで、例で図書館職員と書いていて、右側に市立図書館の画像を上げておりますので、これはうきはのことだと思われるとちょっと私やり損なったかなと思っているんですけど。

日本図書館協会調べで、非正規率は76%、うきは市立図書館の司書は100%です。うきは市立図書館の場合は、事務職のお一人のみが正規職員で、館長も会計年度の方です。

それで、年収の差、これは2025年の草加市事務職の場合が——ちょっと全国大会に行ってきましたので、そこで挙げられた例です。大卒の初任給と、会計年度の職員、平均すると51.4歳になるんですけど、この差が50万円あると。

それから、主たる生計支持者、その図書館司書の方のお住まいでの主たる生計支持者が御自分というケースは34.1%、しかも女性が多い。自分は主じゃなくて従、家人と書いてありましたけれども、親御さんや夫が多くて、そういう方が60%以上、会計年度の方のほうが年収が少ないということはよく分かります。皆さん御存じのことだと思います。

それからもう一つ、これが大事なことなんですけれども、契約更新回数の上限撤廃、2024年6月28日の人事院と総務省からの通知です。これについてはちょっとお話ししたいんですけども、会計年度任用職員さんの更新回数を2回までと思い込んでおられる方が多いです。2回更新だから合計3年間ですね。それが令和6年6月28日に人事院が、その制限——これは令和2年に会計年度の制度がスタートしたときには上限2回というのが書いてあったんですね。それが令和6年6月28日にその制限が削除されています。

総務省も同日付で、「具体の取扱いについては各地方公共団体において平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ適切に処理されたい」という通知を出しています。上限の制限を削除はしているんですけども、一応自治体にお任せしますよという形になっています。

このことについて、自治労連が調査をしています。令和6年10月29日から12月6日の間に再任用の上限回数の見直しに関する調査を行ってまして、全国で401の自治体が回答していて、もともと上限なしが25.9%、廃止したのが16%、これらを合わせると41.9%です。加えて、検討中が19.7%、今後検討予定が7.7%、ここまで加えると69.3%でした。一方、見直す予定なしという回答も23.7%あったということです。

図書館司書のような対人サービスでは、利用者との継続性が重要な場合が多いです。また、自治体ごとに地域特性も違うし、同じ職場で働き続けていただくということのメリットは大きいと考えます。再任用の上限見直しについてはいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 再任用の上限見直しについて今質問をいただきましたが、今、市役所内でも様々議論、検討を行っているところですので、詳細については副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

会計年度任用職員の更新の上限の撤廃について、撤廃したほうがいいんじゃないかという御指摘だと考えておりますけれども、こちらの更新回数の上限につきましては、現在、市役所のほうで職員等にアンケート等を実施して検討しているところでございます。

先ほど議員からの御質問の中でも言及がありましたが、総務省が更新回数の上限撤廃の前提としておりますのは、きちんと会計年度任用職員さんの成績等を評価できることが前提となっております。

りまして、こういった更新回数の制限の撤廃をするに当たって、現在我々が行っている会計年度任用職員の方の人事評価、それが適切なものとなっているかどうかとか、そういったことの検討も前提として必要ですので、そういったところの検討も併せて、上限回数の制限を撤廃するかどうか今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 検討中ということで、ぜひ撤廃するに適切なような人事評価制度を——人事評価制度が適切なら撤廃できるんですね。なので、そういうふうに考えて前向きに変えていただけるといいなと思いますので、よろしく願います。それは要望だけでいいです。

短時間勤務を望んでおられたり、責任の少ない働き方としての会計年度任用職員を自ら望んでおられるのならば全く問題ないでしょうけれども、選択の余地がないというのは改善すべきだと思いますので、ぜひ前向きに制限撤廃の方向に進んでいただきたいと思います。これは要望です。

それから、3番目の早期退職者についてで、幾つかの理由をお話いただきましたが、理由はそれなりの理由で、プライバシーの問題ですので突っ込むことはいたしません、嫌になってお辞めになる方も中にはおられるんだと想像します。ただ、嫌になってとは言いにくいことで、私も民間の会社に勤めておりましたが、嫌になって辞めました。会社が嫌いになったわけじゃありませんけれども、自分のやりたいことができない状況になったので、辞めました。それは自己都合としか書かないので、退職理由として嫌になったというのは伝えられませんでした。

ただ、早期退職者の方が皆さん、職場が嫌になって辞めたわけではないでしょう。ただ一方で、働きやすいやりがいのある職場だったら働き続けたいと思われると思います。ただ、御家庭の事情でやむを得ずということはもちろんあると思います。できるだけ働きやすい、やりがいのある職場づくりをしていただくのが、これまでもずっと取り組んでおいでになって、先ほど新人さんへのメンター制度、これは手前みそになりますが、私のほうから提案した制度ですけれども。それまでもそれなりの、コーチ制度だったですかね、取り組まれていて、もっとよくしたらというのでメンター制度の御提案をしましたけれども、次また新しい概念を提案したいと思いついて、心理的安全性というのが、職場とかグループ組織の活性化、効率化、いろんなことに役立つという研究が進んできております。そういう心理的安全性の醸成に役立つような取組が重要であると言われております。

心理的安全性というのも資料につけていますね。

心理的安全性、集団や組織の中で自分の考えや気持ちについて発言しても、拒絶されたり罰せられたりすることがないと感じられることです。集団の中でも自然体の自分でいられると感じられる、そういう環境のことと言い換えることもできます。これはグーグル社が言っているんですけれども、心理的安全性が高まるとチームのパフォーマンスが向上するというふうに発表したも

ので注目されていますし、グーグルの発表ですから、それを様々な企業も取り入れて効果を上げてきていると注目されています。例えばですけど、部下の意見を聞いた上司が、それは違うなと思ったとしても、そういう考えもあるんだねと受け止めて相手を否定や拒絶をせずに、自分はこう考えるんだけどどう思うというような受け答えをする、そんなのも例としてあります。心がけていらっしゃる方はもちろんおいでだと思います。素晴らしいことだと思います。

それで、このような概念を、例えば管理職研修の中でとか、そういうことで取り組むようなお考えはいかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま心理的な安定性について、質問としては研修等で取り組む予定があるかということでした。

現状で詳細に何か取組があれば、この後、総務課長からも答弁をさせたいと思いますが、今、これにとどまらずに、議員が御指摘をいただいているような、いわゆる職員の皆さんが働きやすい職場をつくろうということで、総務課人事係を中心に様々な研修、外部講師を呼んでの研修でありますとか、新たな取組をかなり多く行ってもらっています。本当に多岐にわたりますので、ここで全てを説明できないんですが、また詳細がお知りになりたければ総務課のほうをお尋ねいただければ、かなり多岐にわたって、それぞれ職員が自発的に選べる形になっております。こういうものをやりますよと全体に周知をして、来たい方が手を挙げていただく、場長に報告をして研修を受けていただくというような形になっておりますが、なかなかこれまでの間は、大野城とかの県の施設だとか、もっと遠くでいえば滋賀のような施設まで行かなければならなかったような話であるとか、あとは最新のものとかを、この市役所に講師をお招きして職員向けの研修を行うということを非常に多くやっていただいております。先般も、この心理的安定性とはちょっと関係ないかもしれませんが、広報の打ち方一つですね、この内容をいかに市民の皆さんに訴求できるのか、もしくは職場内の連絡体制をいかにクリアにできるのかというようなことを、専門の知識を持っている方を外部から呼んで研修を行ったら、30名以上の職員が参加をされたというふうになっておりますし、今回新たな心理的安定性という言葉いただきましたが、そういった形で、新たな取組、特に先ほど申し上げた取組は、ベンチャー企業を立ち上げられているような若い方が新たに考え方の一つとして提唱されているようなことを、先んじて市のほうで研修制度の一環に取り入れたりとかしておりますので、今回御指摘いただいたこの心理的安定性等についても、何かしらそういった機会があれば研修の中に盛り込んでいくのはいいのではないかというふうに思っております。

それとあと1点、この心理的安定性という言葉は今日、議員からいただいたんですが、内容を今資料で読ませていただいたら、ここの部分、集団や組織の中で自分の考えや気持ちについて発

言しても拒絶されない、罰せられたりすることがないような環境の構築だと思うんですが、そういった部分では今大きく2つ取組として行っておりまして、1つが今年度から始めました職員提案制度ですね。広く全部の職場から、役職等も関係なく、管理職であろうが一般の職員であろうが関係なしに、御自分が今取り組んでいる業務の新たな提案でも結構ですし、過去に取り組んだことのある事業でこうしたほうがいいんじゃないかという提案でもいいですし、全く違う提案でも結構です。内容は問いませんので、市としての施策としてやれるもので提案してくださいということで募集をしたところ、お一人でもいいし、何人かのグループで提案してもいいですよということでやったところ、13組で複数の方もいらっしゃいますので、それ以上の皆さんが御応募をいただいて、どの提案もなかなかよくて、審査をするのは非常に困ったんですが、最優秀賞1点と優秀賞2点を決めさせていただいて、この辺りの提案については恐らく次年度予算をつけて実装するようなものも出てくるのではないかと。予算の査定がこれから始まりますので、そういったところを検討しておりまして、議会でも取り上げていただいた農家の担い手不足の問題だとか、そういったところに訴求するような提案もありましたし、様々面白い提案がありました。

こういったのは、本当に今おっしゃっている心理的安定性というところで、そういう自分の考えとか気持ちをはっきりと伝えることができる。そして、表彰式も行いまして、管理職会議の場で、管理職が全員そろっているところで表彰してコメントをいただくような機会もいただいて、表彰された皆さん、現状、生き生きとお仕事をしていただいているようにも見受けますので、議員が御指摘されているような部分の一助になっているのではないかとこのように思っていますし、今後取り組みたいと思っている部分で、職場のいわゆるビジュアル的な環境改善ですね。これも一つ、議員がおっしゃる心理的安定性に寄与するものがあるのではないかと考えています。

と申しますのが、例えばですけれども、フリーアドレスの職場をつくるか、どこに座ってもいいような形の職場ですね。その日に来たときに、今日はここで、例えば、今日は窓際のところで少し仕事をしたいとか、今日は集中してパソコンに向かい合いたいから壁に囲まれたようなところでやりたいとか、好きなところで仕事ができる。入社と退社の確認だけはちゃんとやると。あと、どこにいたかがちゃんと職場内で共有されているということが前提になりますが、そういうような職場をつくったりだとか、あとは机のレイアウト一つでも違うと思うんですよ。今みたいに、課長さんが一番先頭について、そこから係長さんがいて、主査さんがいて、主事さんがいてみたいな並び方じゃなくても、例えば、少し丸くなっているようなところにみんなが顔が見えるような状態でいけば、議員がおっしゃるような心理的安定性というところで少しフランクに話ができたり、相談ができたり、提案ができたりというようなこともできると思っていますので、環境という部分でもひとつ次年度以降に何か取り組めたらいいなということで、今少し総務課とも話をしながら、一部の課でも試行的にそういうことができないかと。

ただ、庁舎の建物自体が限られたスペースですので、多少いろんなやりくりをしないと広さが確保できない部分があるので、そこに腐心をしているんですが、そういったことも考えておりますので、議員が今回御提案いただいた心理的安全性というところでは、そういった取組面でも少し意識した取組を行っているということを御紹介させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） もし総務課長、特にお話しされたことがあればですけども、市長からたくさんお話をいただいたので、特になければ。あれば、いいですか。

○議長（江藤 芳光君） 浦総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課の浦でございます。

市長のほう様が様々研修についてはお話しいただいたので、そのほかの部分ということで地道にやっている部分でいいますと、ハラスメントの研修を実施していたりですとか、各階層別の研修ということで、係長になりましたとか、課長になりましたとか、そういう段階のレベル、新規採用の方もいろんな研修をしておりますが、役職がついた方々については、それぞれの職責、それから心構え、そういったものもお話をさせていただいているところでございます。

また、今年度はフジドリームエアラインズの本田様という方に来ていただきまして、リーダーの果たす役割というようなことを研修していただきました。様々な研修を企画しながら、職員のやる気ですとか、退職、離職を減らす取組の一つにつながっていくものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） いろいろ取組をされて改善してきているし、これからもそれが続きそうな期待の持てる取組だと思いますので、ぜひ続けて。

私は心理的安全性について提案しましたけれども、あまり増やし過ぎてもまた大変でしょうから、今様々やられていることで効果が出ていれば新たに増やさなくても結構です。ただ、もうちょっとと思われたときには検討していただけるといいのかなと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので、もう一つ紹介したかったのは、この資料の中には書いておりますけれども、地域働き方・職場改革ネットワーク～「魅力ある働き方・職場づくり」を起点とした地域社会の変革というのがありまして、これは総務省が提案している、市役所から地域への変革を促すという取組です。近隣では日田市がそれに手を挙げてあります。これはこういう名前で検索していただくと出てきますので、また後ほど御覧いただけたらと思います。これは地域から都会へ若手の女性が出ていって帰ってこないというのの対策も含まれております。人口減少対策ですね。

それから、次が空き家対策についてです。ちょっと時間が足りなさそうなので駆け足でいきます。

先ほど地震のことを申し上げましたけれども、先月18日には大分の佐賀関で大規模火災が起きました。被災建物が180棟余り。そのうち約40棟が空き家だったというふうに報道されております。この空き家が被害拡大の要因の一つとも言われておりますので、空き家対策は、ただ空き家を何とかしなくちゃというだけじゃなくて、防災の面からも重要なことだと思っておりますので、最初に申し上げておきます。

佐賀関では百八十幾つのうちの40戸ぐらい。うきは市でも、空き家が次々と発生する一方で、解体されて、くしの歯が欠けたような状態になって景観を損なっている場所も出てきています。ああいった空間を修景して小道として活用していますけど、私は少々違和感を感じております。

うきは市内の空き家の数は現在どのように把握しているのか、その方法と数について伺います。

それから、危険空き家、管理不全空き家はどのように把握しているのか、その方法と数について伺います。時間がないので、簡単に結構です。報告書が令和4年に上がっているのも私チェックしております。

それから、空き家を活用して飲食店や宿泊施設としての活用が進んできましたが、地域との付き合いが良好にできているところとうまくいっていないところがあります。行政の立場でどのように関わるができるかと考えておられるのか、伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま空き家対策について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目のうきは市内の空き家の数をどのような方法で把握しているのかとの御質問でございますが、市内の空き家については、全戸を対象とした外からの目視での現地調査によって空き家等実態調査を実施しております、その結果に基づき空き家の数を把握いたしております。最新の調査は令和4年度に実施しており、空き家を742件と確認をいたしております。

2点目の危険空き家、管理不全空き家はどのような方法で把握しているのかとの御質問ですが、危険な状態にある空き家についても空家等実態調査で把握しており、この中で倒壊の可能性があります、利用不可能と判断された空き家は令和4年度実績で64件となっております。

令和5年12月に空家等対策特別措置法の改正で制度が設けられた管理不全空き家については、うきは市空家等対策協議会の専門部会にお諮りをし、認定準備をしているところです。市役所からの指導に対し対応していただけない危険な状態にある空き家について、管理不全空き家として認定するかの協議を今後行う予定といたしております。

3点目の地域との付き合いが良好にできていない空き家活用例への対応についての御質問でございますが、本市では空き家の活用促進を図るため、空き家リフォーム事業や空き店舗等活用支援事業に取り組んできたところでございます。この事業の取組の成果として、市内に空き家を改修した飲食店や宿泊施設が増え、利用者が滞在、また周遊拡大等につながり、地域経済に一定の

効果を産んでいるものと考えております。

その一方で、地域との日常的なコミュニケーション不足等により、定住につながらなかったケースもあると聞き及んでおります。空き家を有効活用し、定住促進を図るに当たっては、昨日の高木議員の御質問と重複するかもしれませんが、移住希望者や定住者からの生活基盤に係る相談に対し、スムーズに支援できる相談体制の充実を図る必要があると考えておりますので、今後、市としてどのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 令和2年の調査、ゼンリンに依頼してホームページに公表されています。そのときに活用されていた基準が、平成24年6月の国土交通省住宅局の「地方公共団体における空家調査の手引きver. 1」と、ゼンリン独自の推定空き家基準で、国土交通省住宅局の基準どおりではないので、引用元に依拠しているいろいろな数値が出てきます。直接国交省が持っているようなデータに当たると、もっと多かったです。

最近の空き家の動向を見るときに定義は、これは資料を御覧いただきたいんですけど、真ん中に四角で囲んでおります。賃貸・売却用の住宅であっても住んでいない場合は空き家とカウントする。それから、別荘、2次的な住宅ですね。これも持ち主がきちんと管理はされている。これも管理されていても空き家とするというふうに言われております。問題なのは、そのほかの空き家、令和4年の調査の結果に当たるのは主にはこれだと思いますけれども、見るからに空き家で、草がぼうぼう、窓が割れたりするというようなことで、主には、相続はしたけれどもどうしていいかわからないとか、お一人暮らしだった方が施設に入られて、住民票はその場所にあるんだけど、長いことおいでにならないとか、いろんなケースがあると思います。

そういう空き家でも管理されていけばいいんですけども、放っておくと、まずは管理不全空き家になって、それが年月とともに危険空き家というふうになっていきます。未然に防ぐというのが非常に意義が大きいわけで、そのために、未然に防ぐ意味で、一般社団法人全国空き屋アドバイザー協議会うきは支部は、近年、毎年2回、人の終活・家の終活セミナーというのを開催してきました。今年は民生委員さんの研修にも取り入れられましたし、社協の主催で一般向けのセミナーにも、この一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会のメンバーである講師の方に来ていただいてセミナーをしていただいています。

空き家を活用するのにどんなふうになっているかというところですけども、まず、多くの方が市役所に相談されて、空き家バンクに登録できないかと。登録できたとすると、登録情報を上げて、そこに空き家を探している方がアクセスして、うまくつながれば不動産会社の方、空き家バンクに登録するのは、住みやすい、住めるような——住めないような家は空き家バンクに登録できませんので、住めそうな家は不動産会社さんを通して賃貸なり売買な

りにつながると。登録できないような場合はそのまま空き家になってしまって、ちょっと手入れには手間暇かかるかもしれないけれども、活用すれば何とかなるというのが活用できない状態。空き家になって、登録できない、登録しないという方もおいでで、まだ家財がそのまま残っている、物置として使っているんですね。物置として使っているその中身は必要ですかということも考えていただきたいし、あったとしてそれを片づけたいんだけど、片づける労力がないということは、そのまま残していたら次の代に押しつけるんですかということ。それから、解体費用がかかるからそれをかけたくない。だったら解体する前に何とか早めに活用できたらいいんじゃないか。改修して活用すれば、その費用が回収できるかもしれない。こういう話をセミナーの中で先生にさせていただくんですけども、今私ここで申し上げたのは、職員さんにもそういうことを知っていただきたいし、傍聴の方は今日いつもよりたくさんおいでいただいてありがとうございます。動画で見られる方もおいででしょうから、ぜひこういうことを知っていただいて、活用に向けて動いていただけるといいなと思っています。

それで、結局、所有者任せになっていてほったらかしになっていると、その地域の価値が下がっていくわけで、吉井の町なかでも空き家になって放置されると、そこが周りの価値まで下げてしまえば不動産価値が下がってしまう、評価額は下がります、売買のときですね。

空家等管理活用支援法人というのを行政から指定を受けて活用しなさいよというのが法律の中に書き込まれています。そういうのに、いろいろ書いていますけれども、いろんなことができるんですね。空き家についての相談を受けられますし、職員さんでは人手が足りないので、そういうものの調査とか、活用のためのアドバイスとか、そういうことができるようになっていますし、それから、所有者が直接自分で何とかして活用しなくても、それを借りて活用しようとかいう人が出てくれば、そこをマッチングするとかいうこともできます。

————— [発言取消] —————

時間はちょっと残しているんですけども、さっき人の終活・家の終活というお話をしました。終活というと、自分の財産をどう残すかとか、どう処分するかということに比重が置かれますけれども、大きな財産は住宅、土地なんですよ。土地は、あれば、上が更地だったら簡単にどうにかなるんですけど、家は処分するためには、解体するんだったら今、大抵何百万円、大きいところだったら1,000万円超える。鉄筋コンクリートだったらもっともっとかかるような状態で、そういうのを壊すんじゃなくて、どう活用するかということを考えてほうが、費用対効果、活用することで壊す費用を回収できるんですから。

ぜひそういう方向に目を向けていただいて、そのための勉強会、まだこれからも開催されると思いますので、やめるという話は聞いていませんので、ぜひそういうのを広めたいなと思って、ちょっと時間はまだ2分残っていますけれども、以上で質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月10日は午前9時から議案質疑を行いますので、よろしくお願ひします。以上です。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時14分散会
